

9 これからの教育を担う優れた教員の育成

施策展開の方向性②

優れた教員志望者を養成・確保します

【施策の必要性】

毎年、多くのベテラン教員が退職していく中で、その指導経験やノウハウの継承が課題となっています。新規採用教員に対し、教育に対する熱意と使命感はもとより、豊かな人間性と組織の一員としての責任感・協調性、実践的な指導力や社会性等を育成するために、大学との連携を一層推進して、採用前からより実践的な指導力等を身に付けさせる必要があります。

また、東京都の教育に求められる教師像にふさわしい人物を継続的に確保するため、東京都の教員の魅力を積極的に発信するとともに、選考内容・方法の改善に継続的に取り組む必要があります。

1 養成段階・採用段階における実践的な指導力の育成（指導部）

(1) 「東京都教員育成協議会」における連携促進

教員の研修や資質向上に関係する大学等と教員の育成ビジョンを共有し、教員の資質・能力の向上に係る事項の調整及び協議を行う。

(2) 「東京教師養成塾」の実施

ア 特別教育実習

各塾生が配置される教師養成指定校での年間40日以上の実習や、異校種又は異なる障害種別の授業参観等を通して、実践的な指導力や柔軟な対応力を身に付ける実習を行う。

イ 教科等指導力養成講座

東京都の教育課題や施策の理解を深め、教科等の専門性や指導技術の向上及び学級経営における実践的な指導力等を身に付ける講座を行う。

(3) 教職大学院との連携

ア 共通に設定する領域・到達目標の反映

都教育委員会と協定を締結する5つの教職大学院（創価大学・玉川大学・帝京大学・東京学芸大学・早稲田大学）では、学部新卒学生に求められる事項（都教育委員会が示す「共通に設定する領域・到達目標（令和5年3月版）」）をカリキュラム及びシラバスに位置付け、実施する。

イ 連携協力校の指定

都教育委員会は、学部新卒学生が実習する場として、東京都公立学校を指定し、提供する。

※学部新卒学生とは

- ・東京都公立学校教員採用候補者選考を受験する意思のある者
- ・東京都公立学校教員採用候補者名簿掲載期間が延長されている者

(4) 社会人からの教員採用予定者の専門性向上

民間企業からの転職者等、教員免許状取得から時間が経過した採用予定者が、安心して教壇に立てるよう、任用前に教員として身に付けるべき知識や技術の学び直しができる講習を実施する。

2 優秀な教員志望者の確保（人事部）

(1) 優秀な教員志望者の確保

ア 地方会場における選考

日本全国から優秀な教員を確保するために、東京都内のほか、地方に複数の選考会場を設け採用候補者選考を実施する。

イ PRの拡充・拡大

(ア) 教員採用PR冊子の作成・配布

東京都公立学校の教員を目指す方へ、東京都が目指す教育、東京都が求める教師像、教育施策、現職教員の声、教員の働く環境や働き方改革の状況、キャリアアップ、研修制度やサポート体制、ライフワークバランス及び給与・福利厚生制度等を掲載した、東京都公立学校教員採用PR冊子を作成・配布する。

(イ) 採用情報の発信

東京都公立学校教員の採用情報を広く周知するため、ホームページ、SNS等多様な媒体を活用して配信する。

(ロ) 「教員採用ナビ」の委嘱

現職教員を「教員採用ナビ」として委嘱し、説明会等において、パネリストとして派遣する等、積極的に活用し、教員志望者に対して、東京都の教育や学校の魅力を様々な機会を通じて伝えていく。

(ハ) 個別相談会の開催

東京都公立学校教員の志望者を対象に、東京都の教員としてのやりがいや授業づくりの実際等、「教員採用ナビ」をはじめ経験豊富な現役の教員と直接対話できる個別相談会を開催する。

(ニ) 学校見学会の開催

東京都公立学校教員の志望者を対象に、都内公立学校において「東京の学校の様子」及び「東京の児童・生徒たちの様子」を実際に見ることができる「東京の学校見学会」を開催する。

(ホ) 「TOKYO 教育 Festa!」の開催

働き方改革の今や教員のやりがい、勤務条件など、さまざまなテーマを通じて、東京都の教員として働くリアルを現職教員が直接伝える「TOKYO 教育 Festa!」を開催する。

ウ 教員採用選考におけるデジタル技術を活用した広報

教職の魅力を伝えるチャンネル・コンテンツを運営するとともに、マイページの活用により、充実したコンテンツの提供や多様なPRイベント等と連携させた情報発信・参加受付など、きめ細かなPRを行うことで、教員採用選考への誘引を図る。

エ 教員採用候補者への支援

教員採用候補者が採用後に教員としての職務を円滑にスタートできるよう、合格者専用ホームページにサービスや情報セキュリティ、教育職員免許状等に係る知識をe-ラーニング

9 これからの教育を担う優れた教員の育成

により習得することができる環境を引き続き整備する。また、教員になるに当たって知っておくべき情報を採用前に提供する、「採用前実践的指導力養成講座」の動画配信を行う。

オ 英語教育を推進する教員の採用（再掲）

グローバル人材育成のための英語教育の充実を図るとともに、小学校における「英語」の教科化に向けて、教員採用候補者選考の小学校全科（英語コース）において、採用候補者選考の受験資格に加えて中学校又は高等学校教諭の「英語」の免許状を有する者を採用する。

また、教員採用選考（大学推薦）において、CEFR B2以上保有者に係る新たな推薦基準を設定し、応募しやすい環境を整備する。

カ 国際貢献活動経験者の採用

グローバル人材を育成するための教育をより効果的なものとするため、教員採用候補者選考において、国際協力機構（JICA）の青年海外協力隊や在外教育施設等の経験者（国際貢献活動経験者）を対象とした特別選考を実施する。

(2) 東京都公立学校教育実習生受入環境整備補助事業

教育実習生のその後の教職への志望意欲の維持向上を図り、教員確保、ひいては教育の質の向上に資するため、公立学校における教育実習の実施に際しての指導体制や職場環境等、教育実習生の受入環境の整備に取り組む区市町村に対し、東京都教育委員会がその費用の一部を補助する。

3 将来の東京の教育を担う意欲ある人材の育成・確保（指導部・都立学校教育部）（再掲）

(1) 東京学芸大学との高大連携の推進

将来の東京の教育を担う人材の育成に向けて、都立小金井北高等学校において、希望する生徒に教師としての基本的な素養や職業意識等を育成するとともに、その学びを大学での専門的な学びにつなげる。

ア 教員の魅力を伝えるセミナーや大学見学会を含めた特別セミナーの実施

教師の魅力を知る機会を提供することにより、将来の職業選択の一つとして教職への興味・関心を醸成する。

イ 教職大学院生による専門教科・科目のワークショップへの参加

土曜日や長期休業中を活用し、教師を志望する生徒が、互いに切磋琢磨しながら、教師としての基本的な素養や職業意識を習得するワークショップを実施する。

ウ 教員養成分野における専門的な講義や研究活動を実施

希望により選択できる「チーム・エデュケーション」を導入し、「教育学基礎」、「教育課題研究」、「特別講義」、「教育実習体験」等を実施するとともに、小学校で外国語（英語）の指導ができる教員となるための英語教育に取り組む。

エ 学習ボランティアや学校行事ボランティアを体験

小中学校での学習ボランティアや学校行事ボランティア等の体験を通して、教職への興味・関心のより一層の醸成を図る。また、東京学芸大学実習生の実習期間に、実習先の小中学校に訪問して、小中学校の教職員及び教育実習生の働きぶりを見学することで、教職への理解を深める。

施策展開の方向性⑬

教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図ります

【施策の必要性】

学校組織を構成する教員個々の資質・能力を効果的、効率的に高め、教員の成長を学校全体の教育力向上につなげるためには、職層、経験に応じた研修の充実が必要です。また、産業構造が変化し、科学技術が進展する中で、将来、世界で活躍できる若者など、次代を担う人材を育成することのできる教員の育成が不可欠です。

そのためには、学校全体で個々の児童・生徒の課題を共有するとともに、教員が「プロ意識」をもって相互に切磋琢磨したり、自己研鑽したりしながら、指導力や教科等の専門性をより高め、成長していく組織風土を培うことが重要です。

一方、教員による体罰や不適切な指導が根絶しない状況にあることから、全ての職層において個々の児童・生徒の特性や課題に応じた指導力を身に付けさせ、体罰等を防止していくことが必要です。

1 教員経験等に応じた教員研修及び啓発支援の充実（指導部・人事部）

(1) 「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質向上に関する指標」を踏まえた教員研修の実施

ア 教員のキャリアステージや職層に応じた研修の実施

(ア) 経験に応じた研修

採用からの経験順に、東京都若手教員育成研修〔1年次（初任者）研修、2年次研修、3年次研修〕、新規採用者研修、中堅教諭等資質向上研修Ⅰ〔在職11年目を基準〕及びⅡ〔在職21年目を基準〕を実施する。

(イ) 職層に応じた研修

主任教諭を対象とした研修、主任（教務主任、生活指導主任、進路指導主任）を対象とした研修、主幹教諭・指導教諭を対象とした研修、教育管理職候補者を対象とした研修及び教育管理職を対象とした研修を実施する。

イ 教員の教育課題に関する対応力を高める研修の実施

(ア) 学校教育におけるリーダーの養成

特別支援教育コーディネーター研修や教育課題に対する推進者養成研修等を実施する。

(イ) 教科や教育課題に関する専門性の向上

教科等の専門性の向上や教育課題への対応等の目的・内容に応じて、講義、協議、演習を設定したり、授業研究や所属校における実践研修等をしたりするなど様々な形式で、学校、大学や関係機関等と連携して専門性向上研修を実施する。

(2) オンライン研修

ア ライブ配信

(ア) 双方向

Web会議システムを用いて、研修中に双方向の協議・演習などを行う。

(イ) 一方向

Webを介して、研修日時のみ、動画をライブ視聴する。

イ オンデマンド配信

9 これからの教育を担う優れた教員の育成

Webを介して、動画を一定期間内に視聴する。

(3) 人事異動の促進による人材の育成等

教員に多様な経験を積ませることによる資質能力の向上、また特別支援教育の専門性を継続して発揮し力量を更に高める観点から、令和3年度に教員の定期異動実施要綱（以下「異動要綱」という。）を改正した。以下の取組を含め、多様な経験や専門性の向上につながる教員異動を実施する。

ア 小中学校における特別支援教育の専門性を高めるための人事異動

教員異動において、より多くの教員が特別支援教育の専門性を高めることができるよう、通常学級と特別支援学級間の異動を促進する。また、自ら特別支援教育の専門性を高めることができるよう、特別支援学級間での異動を促進する。

特別支援学級での勤務経験や特別支援教育に関して専門性を有する教員を「特別支援学級中核教員」に認定し、安定した人材育成を図り、特別支援学級の組織体制を強化する。

イ 異校種間人事交流の促進

特別支援教育を担う専門性の高い教員の育成や確保、児童・生徒の発達段階に応じた教科指導や生活指導の向上等を図ることを目的として、小・中学校、高等学校、特別支援学校の間で、3年間の期限を定めた人事交流を行い、期間終了後は元の校種に戻り成果を還元することができるよう、異校種期限付異動を継続実施する。

また、小・中学校と特別支援学校間で教員が実務経験する1年間の「短期人事交流」を導入し、障害特性や一人一人の教育的ニーズに応じた支援や指導を行うことのできる教員を育成する。

(4) 教職員研修センターの研修環境のデジタル化

ア 研修用タブレット端末配備

研修の実施計画を踏まえ、タブレット端末等の電子機器を必要な台数配備するとともに、快適なインターネット接続環境を維持・管理し、一方向の講義ではなくWeb会議システム等により受講者と講師が双方向で協議やグループ討議を行うなど、参加型の研修に活用する。

イ インターネット回線の増強

インターネット接続機器（スイッチングハブ、アクセスポイント等）を標準的な耐用年数を踏まえて計画的に更新し、教職員研修センターのインターネット回線が一度に多数の端末が接続しても安定的に操作を続行できる環境を整える。

2 新たな教育課題に対応する教員の資質・能力の向上（指導部・グローバル人材育成部）

(1) 外国語（英語）科教員等の海外派遣研修の実施（再掲）

例年、中・高等学校英語科教員等を、英語を母語又は公用語とする国に派遣し、大学等の高等教育機関が提供する4週間程度の連続した最新の英語教授法のプログラムを研修として受講させ、指導力の更なる向上を図るとともに、ホームステイや現地校の訪問等を通して、国際的視野を身に付けさせている。

さらに、教員海外派遣シンポジウムへの参加により、帰国後の授業実践における成果と課題、その解決方法等について、教員間での情報共有を図っている。

また、令和元年度から、IBプログラムや国際交流の充実を図るため、IBに係る研修の受講や教育実習を行うIBコース等教員を対象としたプログラムや、国際交流に係る研

修の受講や行政機関等の訪問を行う国際交流担当教員を対象としたプログラムを実施している。

令和5年度からは、多文化共生教育に係る指導力向上を図るため、多文化共生に係る研修の受講や行政機関等の訪問を行う多文化交流担当教員を対象としたプログラムを新規に開設した。

(2) 中学校英語科教員を対象とした研修の実施（再掲）

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善を図るため、平成29年度から3か年で中学校英語科全教員を対象に「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修」を実施した。その効果を更に高め、対話的な言語活動の充実を図っていくことができるよう、令和元年度に「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための指導資料」、令和2年度に小・中接続の事例や学習評価に関する情報を掲載したリーフレット、令和3年度に単元構成や学習評価等について理解を深め授業改善を図っていくための指導資料をそれぞれ作成した。これらの教師用指導資料の活用を促進するとともに、指導教諭等による優れた授業実践を公開する機会として「授業力向上セミナー」を設定し、教員の指導力向上を図る。

3 特別支援教育を推進する教員の資質向上（人事部）

(1) 人事異動の促進による人材の育成等（再掲）

教員に多様な経験を積ませることによる資質能力の向上、また特別支援教育の専門性を継続して発揮し力量を更に高める観点から、令和3年度に教員の異動要綱を改正した。以下の取組を含め、多様な経験や専門性の向上につながる教員異動を実施する。

ア 小・中学校における特別支援教育の専門性を高めるための人事異動

教員異動において、より多くの教員が特別支援教育の専門性を高めることができるよう、通常学級と特別支援学級間の異動を促進する。また、自ら特別支援教育の専門性を高めることができるよう、特別支援学級間での異動を促進する。

特別支援学級での勤務経験や特別支援教育に関して専門性を有する教員を「特別支援学級中核教員」に認定し、安定した人材育成を図り、特別支援学級の組織体制を強化する。

イ 異校種間人事交流の促進

特別支援教育を担う専門性の高い教員の育成や確保、児童・生徒の発達段階に応じた教科指導や生活指導の向上等を図ることを目的として、小・中学校、高等学校、特別支援学校の間で、3年間の期限を定めた人事交流を行い、期間終了後は元の校種に戻り成果を還元できるよう、異校種期限付異動を継続実施する。

また、小・中学校と特別支援学校間で教員が実務経験する1年間の「短期人事交流」を導入し、障害特性や一人一人の教育的ニーズに応じた支援や指導を行うことのできる教員を育成する。

4 服務事故根絶に向けた取組の推進（指導部・人事部・都立学校教育部）

(1) 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進

平成26年1月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を一掃するための取組を徹底する。

ア 教員研修の実施

経験年数や職層に応じた体系的な研修や服務事故再発防止研修としてアンガーマネジ

9 これからの教育を担う優れた教員の育成

メント等の特別な研修プログラムを実施する。また、体罰を指導の手段とする誤った認識のある服務事故者を対象として「指導方法・意識改善プログラム」を実施する。

イ 指導者講習会の開催

体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進・普及するため、顧問、部活動指導員を対象とする指導者講習会を開催する。

(2) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止対策事業（再掲）

児童生徒性暴力の早期発見や未然防止、発生した際の初動対応の取組を実施する。関係機関との連携を強化し、実際に児童生徒性暴力等が疑われる際には、専門家の助言を得ながら調査を進める。

ア 「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」の運営

イ 児童・生徒向け相談シートの配布や教職員のセルフチェック、初動対応マニュアルを活用した研修の実施

ウ 警察等の関係機関と連携し、児童生徒性暴力に対して実効的な対応を行うことができるよう、情報共有を推進

エ 児童生徒性暴力等が疑われる際の学校・学校設置者による調査に対する専門家の支援

施策展開の方向性②④

教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成します

【施策の必要性】

教育管理職選考受験資格を有しない若手教員の学校経営への参画意欲が高まっている一方で、依然として選考受験者数が低迷している状況があります。

意欲のある若手教員には、教育管理職に必要な「学校経営力」、「外部折衝力」、「人材育成力」、「教育者としての高い見識」を身に付けさせるため、早期から様々な校務分掌を担当させることにより学校経営への参画経験を積ませ、次代を担う管理職の候補者として育成する必要があります。

また、職務と家庭生活を両立できるよう支援するとともに、校務改善を進めることにより、教育活動の充実及び教員の資質・能力の向上を図ることが重要です。

1 学校のリーダーを育成するための支援の充実（人事部）

(1) 学校マネジメント強化事業

小・中学校及び都立学校において、副校長を直接補佐する会計年度任用職員を配置する事業を平成29年度から（都立学校は令和元年度から）実施している。学校に配置された会計年度任用職員は、副校長の指示の下、調査業務や服務関係の事務処理などの業務に従事する。これにより、副校長の負担を軽減し、学校経営に集中できる環境を整備する。

なお、小・中学校に配置する会計年度任用職員については、区市町村教育委員会が配置を行い、都教育委員会がその任用費用を補助する。

(2) 学校リーダー育成プログラム

将来、中核となって活躍する教育管理職を発掘・育成するために、学校、区市町村教育委員会及び東京都教育委員会が連携し、主任教諭相当以上の力が身に付いている者から計画

的・継続的に学校マネジメント能力の育成を図るプログラムを推進する。

ア 学校マネジメント講座

校長、区市町村教育委員会及び学校経営支援センターが、将来の管理職候補者として資質・能力のある主任教諭を選抜し、選抜された教員は、学校、区市町村教育委員会及び学校経営支援センターにおいて、受講者のキャリア形成や学校マネジメントに関わる講習を受講することにより、学校マネジメント能力の育成を図る。

イ 学校リーダー育成特別講座

学校マネジメント講座修了者の中から、区市町村教育委員会及び学校経営支援センターが特に選抜した自地区及び自校の中核となって活躍することが期待される者について、都教育庁人事部主催の年間5回にわたる研修の受講を通して、学校マネジメントを学び、学校マネジメント能力を高めた学校管理職による学校経営につなげる。

ウ 学校リーダー育成特別講座（アドバンスコース）

学校リーダー特別講座修了者のうち、次年度にB及びB⁺選考受験対象となる年齢に達する者で、教育管理職選考未受験者を対象にマネジメントに関する研修を行い、教育管理職への意欲と管理職選考受験への意思の高揚を図る。

2 教育管理職登用の推進（人事部・指導部）

(1) キャリア形成を意識したジョブローテーションの推進

「学校管理職育成指針」や「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を活用しながらOJT等により学校マネジメント能力の向上を図るなど、将来管理職を担うキャリア形成を意識したジョブローテーションを推進する。

また、育児休業中でも教育管理職選考を受験可能とするほか、子の養育等を理由とした管理職候補期間における教育管理職への昇任猶予制度の導入等により、女性教員の教育管理職等への登用を促進する。